



Inter-city Solidarity Newsletter

都市連帯ニュースレター

編集・発行 世界平和連帯都市市長会議事務局

1996年11月15日 第6号

第4回世界平和連帯都市市長会議を開催 1997年8月4日—8月9日 広島、長崎にて

1997年8月4日から9日まで、広島・長崎において、「平和・公正・自由—世界の調和を目指してー」(予定)を基調テーマに、第4回世界平和連帯都市市長会議を開催します。来年の会議では、市長会議加盟都市はもちろん、未加盟都市にも幅広く出席を呼び掛け、国境を超えて、より市民に近い自治体同士が平和について討議し、世界に向けてアピールを発信したいと考えています。

事務局では、11月初旬に会議の概要を掲載したアドバンス・プログラムを発送し、会議参加の登録受付は1997年1月から開始する予定です。皆さんの積極的なご参加をお待ちしています。

これまでの世界平和連帯都市市長会議の概要

第1回市長会議 1985（昭和60）年8月

開催趣旨：40年前の被爆の実相を知らせる

被爆40周年記念の平和記念式典への参列
平和への取り組みについて都市間相互の意見交換を行う

テーマ：核兵器廃絶を目指して

—核時代における都市の役割—

参加都市：国外 22か国 67都市139人

国内 33都市 66人

合計 23か国100都市205人

第2回市長会議 1989（平成元）年8月

開催趣旨：広島・長崎の被爆の実相にふれながら核兵器廃絶への取り組みを討議するとともに、他の都市活動を通して幅広い平和問題について討論し、都市の役割認識と活動の理念を深め、都市の連帯を強める。

テーマ：核兵器廃絶を目指して

—核時代における都市の役割—

参加都市：国外 26か国 81都市172人

国内 38都市 77人

合計 27か国119都市249人

第3回市長会議 1993（平成5）年8月

開催趣旨：広島・長崎の被爆の実相に触れながら核兵器廃絶への取り組みを討議するとともに、その他さまざまな都市の活動を通じて平和を阻害する幅広い要因の解決策を検討し、都市の役割認識と活動の理念を深め、都市の連帯を強める。

テーマ：平和の構築と都市の役割

—核兵器廃絶を目指して—

参加都市：国外 37か国 81都市165人

国内 41都市 99人

合計 38か国122都市264人



前回の会議の様子（1993年8月・広島）

例外のない核実験禁止を ジュネーブ軍縮会議に要請

5月20日から22日にかけて、広島・長崎両市長はスイスのジュネーブを訪問し、包括的核実験禁止条約（CTBT）締結交渉を行っている主要国との軍縮大使に対し、CTBTが「例外のない」核実験禁止条約となるよう要請行動を行いました。また、欧州の世界平和連帯都市市長会議加盟都市の参加を得て、ジュネーブ会議を開催するとともに、NGOの関係者とも交流を深めました。

CTBT締結交渉が続けられている中で、広島・長崎両市長が核保有5カ国のほか、インド、パキスタン並びに議長国であるオランダの軍縮大使を訪問し、CTBTを、核軍縮の着実な第一歩となるよう、あらゆる核実験を認めない条約とするよう求めるとともに、今後の取り組みとして、非核地帯の拡大や兵器用核物質生産禁止条約（カットオフ条約）の早期締結、さらには核兵器全面使用禁止条約の締結など、核軍縮に関する効果的な措置について積極的に取り組むよう要請しました。

こうした両市長の要請に対し、各国の軍縮大使は、6月末までにCTBT交渉をとりまとめたいという意欲は示しましたが、米国のレドガー大使が「核兵器の安全性などを調べるためにシミュレーション（模擬実験）を継続する」ことを言明し、議長国オランダのラマカー大使も「核実験の禁止範囲は、国際的に検証できなければ現実的でない」と述べるなど、例外なき核実験の禁止について同意を得ることはできませんでした。



中国軍縮大使（右端）に要請を行う広島・長崎両市長
(1996年5月20日)

ジュネーブ会議アピール文を採択

広島・長崎両市長は、各国軍縮大使への要請行動とは別に、世界平和連帯都市市長会議に加盟するブライトン、コモ、ハノーバー、ジュネーブ、マラコフ、マンチェスター各市の参加を得てジュネーブ会議を開催するとともに、国際平和ビューローなどジュネーブを中心に活動しているNGOの関係者との懇談を行い、核兵器廃絶に向けて、共同行動の重要性について確認しました。

会議では、世界平和連帯都市市長会議ジュネーブ会議として「核兵器廃絶に向けてのアピール」(3ページ掲載)を採択し、都市連帯加盟都市および主要各国元首へ同文を送付しました。



世界平和連帯都市市長会議・ジュネーブ会議の様子
(1996年5月20日)

アピール文の送付に対し、CTBTに強く反対しているインドから回答が寄せられました。(3ページ掲載)

また、次の都市からはアピールの趣旨に賛同する旨の書簡をいただきました。たいへんありがとうございました。

アシュケロン（イスラエル）、コチャバンバ（ボリビア）、ハンブルク（ドイツ）、ハノイ（ベトナム）、キングストン（ジャマイカ）、リガ（ラトビア）、ウィーン（オーストリア）、リオデジャネイロ（ブラジル）、ハイファ（イスラエル）、ハバナ（キューバ）、マシャハド（イラン） 以上11都市

*掲載は書簡受領順

C T B T交渉のその後

C T B T交渉はジュネーブの軍縮会議で2年半の論議を重ねましたが、オランダのラマカー議長がまとめた最終案にインドが強硬に反対しました。このため全会一致を原則とする軍縮会議は、条約の採択を断念し、オーストラリアなどが中心となって、ニューヨークの国連総会に場所を移し、多数決により同条約の採択をめざすことになりました。

9月10日、国連総会は本会議で、爆発を伴うあらゆる核実験を禁止する包括的核実験禁止条約（C T B T）を賛成158、反対3、棄権5で採択しました。9月24日から国連で署名式が行われ、アメリカ、ロシアなど5核保有国が署名を行いました。今後、世界の大多数の国が署名する見込みです。しかし、条約採択後もインドは、同国の批准が発効条件となっている条項がある限り、条約には署名しないことを宣言しているほか、これによる脅威を理由に隣国パキスタンも署名しない方針を示しています。今後は、条約の発効条件であるインド、パキスタンの参加が国際社会の課題であり、これに対して核保有5カ国は、核兵器廃絶の決意を世界に示し、インド、パキスタンの条約参加を説得すべきです。

その上で、世界各国はC T B Tの早期発効へ向けて、署名、批准を行うとともに、すべての核実験の禁止や兵器用核分裂性物質生産禁止（カットオフ）条約交渉など、次のステップへの取り組みに進むことが期待されます。また、世界平和連帯都市市長会議としても、今後ともいっそうの核軍縮推進に向けて働きかけを継続していきたいと考えています。皆さんのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

C T B T採択までの歩み

- 1963年8月 米、英、ソ連（当時）が大気圏、宇宙、水中での実験を禁じる部分的核実験禁止条約に調印
- 68・7 米、英、ソなど62カ国が非核兵器保有国に国際原子力機関（I A E A）の査察を義務付けた核拡散防止条約（N P T）に調印（70年発効）。95年末現在、加盟国は175カ国
- 74・7 米ソが150キロトンを超える実験を行わないとする地下核実験制限条約に調印
- 76・5 米ソが平和目的核爆発の相互現地査察を認める条約に調印
- 90・8-9 第4回N P T再検討会議で、非同盟諸国が包括的核実験禁止条約（C T B T）締結をN P T延長の条件として、核保有国と対立
- 94・1 ジュネーブ軍縮会議でC T B T実質交渉開始
- 95・5 N P Tの無期限延長を決定。インド、パキスタン、イスラエルは未加盟
- 96・1 シラク・フランス大統領が核実験凍結を宣言
- 96・6 C T B T交渉で中国が平和目的核爆発の禁止除外要求を取り下げ
- 96・6 中国が44回目の核実験後、9月までに1回を実施し、以降は凍結すると声明
- 96・6 ジュネーブ軍縮会議のラマカーC T B T交渉議長が最終案を提示
- 96・8・14 軍縮会議での採択を断念
- 96・9・10 国連総会でC T B Tを採択

(中国新聞より)

C T B Tの骨子

- あらゆる核兵器の爆発実験とその他の核爆発の禁止=1条
- 包括的核実験禁止条約（C T B T）機構（本部ワイン）の設立=2条
- 国際監視システム、現地査察などによる検証体制の確立=4条
- 条約の順守を確保するため、国際法に適合する集団的措置（制裁を含む）を勧告できる=5条
- 条約発効後10年目に再検討会議を開催。平和的核爆発についても検討=8条
- 核保有・保有疑惑国8カ国を含む44カ国の批准から180日後に発効=14条

(朝日新聞より)

国連広報センターからのお知らせ

1996年9月19日からインターネットで国連のホームページの利用が可能になりました。国連のプレス・リリース、発行文献などの検索が可能です。アドレスは <http://www.un.org> です。ぜひご利用ください。

国際司法裁判所の勧告的意見出される —核使用、一般論では国際法違反—

オランダのハーグ市にある国際司法裁判所（I C J）は、7月8日、「核兵器の使用、または核兵器による威嚇は一般的には国際法に反する」との勧告的意見（要旨の一部別項）を発表しました。

I C Jでの審理は、1994年12月の国連総会決議に基づくものと、1993年11月の世界保健機関（W H O）の決議によるものとを合わせた形で続けられ、その間、1995年11月には平岡敬・広島市長、伊藤一長・長崎市長が日本政府代表とともに口答陳述に立ち、被爆地の実態が示す核兵器の非人道性を訴え、「核兵器は明らかに国際法に違反する」と結論づけました。これに対し、日本政府代表は両市長の陳述とは対照的に、核兵器にあいまいな態度の陳述に終始しました。

これらの審理を経て、7月8日、I C Jは国連総会決議に基づく要請に対して「核兵器の使用は一般的にみて戦争法、とりわけ国際人道法の原則とルールに反する」との勧告的意見を示しました。しかし、同時に「国家の存続が危ぶまれるような極端な状況下での自衛のための核兵器使用については、合法とも違法とも結論は下せない」との判断回避の見解も付け加えました。

また、W H O決議に基づく要請に対しては、「W H Oの専門性から考えてW H Oには要請を提出する資格がない」と却下、いわゆる門前払いの判断を示しました。

国連総会決議に対する勧告的意見のとりまとめにあたっては、14人の裁判官の意見が7対7の同数になりましたが、規則によって裁判長が最終判断を下し決定しました。I C Jの判断は、被爆地が強く求めていた「いかなる場合も核兵器の使用は国際法違反」という明快さには欠けるものでした。しかし、国際社会で初めて「核兵器は国際法違反の兵器」と明言した意義は大きく、勧告的意見の後段で、「厳密かつ効果的な国際的コントロールの下での核軍縮交渉を完結させる努力」を各国に義務付けている点も評価されるものです。

勧告的意見が一定条件下で核兵器使用を保有国の政治的判断に委ねる「逃げの姿勢」をとった点には失望感が残りますが、現実には「国家の存続が危ぶまれる」事態はまず想定しにくく、事実上、核兵器使用の手は縛られた、と考えてもよいのではないでしょうか。核兵器が存在する間はそれを国際社会で管理する、という一部裁判

官の個人的意見も注目されます。

今回のI C Jの審理は、I A L A N A（反核国際法律家協会）の呼び掛けにI P B（国際平和ビューロー）とI P P N W（核戦争防止国際医師会議）という二つのノーベル平和賞受賞団体が加わって実現しました。3団体を数多くのN G O（非政府組織）が支えて勧告的意見を引き出したことを考えると、核兵器廃絶条約の締結へ向けて、N G O、つまり各国市民の役割はますます大きくなつた、と言えそうです。

国連総会の要請に対する勧告的意見（要旨）

- 一、勧告的意見の要請に応じる。（賛成13・反対1）
- 一、核兵器による威嚇や使用を具体的に認めた条項は、国際慣習法や国際条約の中にはない。（全員一致）
- 一、核兵器による威嚇や使用を包括的・普遍的に禁じた条項は国際慣習法や国際条約の中にはない。（賛成11・反対3）
- 一、加盟国の武力による威嚇または武力の行使について規定した国連憲章第2条第4項に反し、かつ国家の個別的または集団的自衛権について定めた第51条が求めるすべての事項を満たさないような、核兵器による威嚇または武力の行使は違法である。（全員一致）
- 一、核兵器による威嚇または使用は、核兵器を明示的に扱った条約その他の約束における特定の義務に加えて、武力紛争に適用される国際法の要求、特に国際人道法の原則と規則に従つたものでなければならない。（全員一致）
- 一、これらの必要性から、核兵器による威嚇または使用が、一般的には武力紛争に適用される国際法の諸規定、特に国際人道法の原理と規定に違反することが導かれる。しかし、国際法の現状およびこの法廷が把握できる事実の諸要素に照らし、国家の存立そのものがかかっているような極限状況での核兵器による威嚇または使用が合法か違法かについて、確定的に結論をだすことはできない。（賛成7・反対7＝裁判長の賛成によって決定）
- 一、厳密かつ効果的な国際管理の下でのあらゆる分野にわたる核軍縮につながる交渉を、誠実に行い、完了させる義務が存在する。（全員一致）

「核兵器ゼロ」へ3提案 N G O国連軍縮会議に出席

世界のN G O（非政府組織）代表が「1996年－重大な転機にある軍縮」というテーマのもと一堂に会し、討議を重ねるためのN G O国連軍縮会議が4月24・25日の両日、ニューヨークの国連本部で開かれました。この会議に、世界平和連帯都市市長会議を代表して、大牟田稔・広島平和文化センター理事長、横尾英彦・長崎市収入役ほか4人が出席しました。



会議2日目のパネルディスカッションの様子

24日の全体会議に続いて、25日午前はチェルノブイリ原発事故10周年にあわせて、同原発事故の記録映画が上映されたほか、英国のノーベル平和賞受賞者、ジョセフ・ロートブラット博士の講演「核兵器のない世界が戦争のない世界をつくる」があり、会議場を埋めた人々に強い感銘を与えるました。

同日午後は「核軍縮－ゼロへ向けての動き」のテーマで討議が開かれ、冒頭、大牟田理事長と横尾収入役がスピーチを行いました。

この会議では、I P P N W（核戦争防止国際医師会議）で活躍を続け、最近はキャンベラ委員会で核廃絶構想を練っているR・S・マッコイ博士（マレーシア）が意見を述べたほか、環境保護や国際法の舞台で活動している専門家から核兵器なき世界を目指しての多様な取り組みが語られました。

討議を重ねる時間が足りなかったことは残念でしたが、熱のこもった国際的な意見交換の場としての意味は大きいものがありました。

大牟田理事長 スピーチ要旨

地球レベルで非核化進めよう

今、私たちは「人類の歴史に広島・長崎はどんな意味を持つか」を考え直すべき時代にいる。核拡散防止条約（N P T）体制のもと包括的核実験禁止条約（C T B T）の締結交渉が進んでいるが、一部の国は相変わらず核実験を強行している。私たちが望むのは「包括的禁止」ではなく、あくまで核実験の「全面禁止」である。

昨年、日米の間で原爆資料の展示をめぐって対立が生じ、太平洋戦争の歴史展が中止になるという出来事があった。この問題は、過去の歴史に目を閉ざしがちな日本と、核兵器がもたらした殺りくを直視しようとせず未来への視野を欠いた米国との“すれ違い”に原因があった。文化を超えた両国の歩み寄りこそ今後の課題だと思う。

この会議の主題「核軍縮－ゼロへ向けての動き」に沿って、三つの提案をしたい。

第1は地球レベルでの非核化の推進である。すでに南極、中南米（トラテロルコ条約）、南太平洋（ラロトンガ条約）、東南アジアの4地域が非核化されているが、今年4月にはアフリカ（ペリンダバ条約）が第5の非核地帯となった。域内での核兵器開発・製造・貯蔵・配備、核廃棄物投棄の全面禁止がアフリカ54カ国によって宣言された。このような非核地帯設定をN G O諸団体が手をとりあって各国政府に強く働きかけていくではないか。

第2に核兵器全面使用禁止国際条約の締結を強く求めたい。相互依存関係がますます強くなっている国際社会にあって、核兵器の威力をふりかざして他国を脅すような考え方とは、歴史の流れに逆行する愚かな戦略である。国家相互間の信頼醸成措置、そして高度な技術体制のもとでの情報の開示が今日何より大切だと思う。

第3は原爆被害の実相、とりわけ放射線被害の恐ろしい実態を世界の人々に広く知ってほしい、という点である。そのために広島・長崎両市は「原爆被災資料の展示会」を世界の各都市で開く用意がある。ぜひ開催希望を寄せてほしい。

以上の3点は広島・長崎両市が死の魔羅からよみがえる過程で見いだした〈未来への希望〉である。それは同時に、再び核兵器の惨禍を地上に現出してはならない、との私たちの決意の具体的表現でもある。

第3回国連軍縮広島会議開催

7月17日（水）から20日（土）までの4日間、広島市中区の広島国際会議場で第3回国連軍縮広島会議が開催されました。国連軍縮センター主催による軍縮会議は、これまで1992年と1994年に広島市で開催されており、今回は3度目の開催となりました。

今回の会議は「より安全な、また核兵器のない世界に向けての共通の努力」をテーマに国内外の政府高官、学者など62人が出席し、活発な議論が展開されました。

会議開催期間中は、包括的核実験禁止条約（CTBT）の交渉が山場を迎えており、また、会議直前の7月8日には、国際司法裁判所（ICJ）が核兵器による威嚇・使用に関する勧告的意見を示すなど、核問題について世界の関心が高まっていた時期でした。また、国連軍縮会議としては初めて、地雷や軽小火器などの通常兵器をめぐる問題も議題として取り上げられました。

17日の開会式で平岡広島市長は、全人類の共存と恒久平和の実現というヒロシマの願いを訴えるとともに、国際司法裁判所の勧告的意見が核兵器使用を法的に認める余地を残したものであることに遺憾の意を示しました。さらに、平岡市長は、今後、CTBTの早期発効、兵器用核分裂物質生産禁止（カットオフ）条約の締結による核軍拡の抑制、非核地帯の拡大、核兵器の先制不使用条約や全面使用禁止条約の締結の必要性などについて述べました。続いてあいさつを述べた伊藤長崎市長は、平岡市長と同様、国際司法裁判所の勧告的意見が核兵器使用を法的に認める余地を残したものであることに遺憾の意を示すとともに、今後とも核兵器のない世界をめざして努力を続けていく決意を表明しました。

開会式に引き続いて行われた全体会議では、マイケル・ウェストン英国軍縮大使が、核軍縮に向けての一措置としてのCTBTについて言及し、ヌグロホ・ウイスヌムルティ・インドネシア国連常駐代表は、核兵器のない世界を実現する方法についてスピーチを行うなど、会議初日から踏み込んだ議論がかわされました。

翌18日には、午前中に「通常兵器－新たな問題」をテーマに全体会議が行われた後、午後からは2グループに分かれて「核軍縮促進のための今後の措置」と「アジア太平洋地域における安全維持と軍縮努力」をテーマに作業部会が行われました。

19日は、前日に引き続き作業部会が行われた後、原爆



全体会議の様子（1996年7月17日）

記録映画「ヒロシマ・母たちの祈り」の鑑賞と被爆体験者の証言が行われ、続いて「広島県民・市民との対話」が開催されました。これは、広島県民・市民の代表が会議参加者の代表と同じステージで「より安全な、また核兵器のない世界に向けての共通の努力」をテーマに意見交換を行ったもので、約400人の県民・市民が聴講しました。

会議最終日の7月20日には、各作業部会での討論の内容が報告された後、ダヴィニッチ国連軍縮センター所長が会議総括を行い、CTBTについては、欠点があったとしても「ラマカーラ議長案」が最善の内容であり、この列車に乗り遅れたら、しばらく次の列車は来ないということがわれわれの共通の認識である、と述べ会議を終了しました。

長崎市において、国連と軍縮シンポジウムを開催

第3回国連軍縮広島会議終了後、会議に参加した国連アジア太平洋平和軍縮センター所長および各国の軍縮専門家4人が長崎に招かれ、7月22日に長崎原爆資料館ホールにて「今日の軍縮努力－核兵器のない世界に向けて」をテーマに軍縮シンポジウムが開催されました。

シンポジウムに先立ち、被爆者の恒成正敏さんが、「この地球上には核兵器はいりません。核兵器と人類は共存できません。広島と長崎がそれを証明しています」と力強く訴えました。

シンポジウムには開催地長崎からも3人のパネラーが参加し、国連アジア太平洋平和軍縮センターの石栗所長をコーディネーターに、どうしたら核兵器廃絶に近づいていくのか、その道筋はどうしたらよいのか、CTBTの問題とその解決策、ICJ（国際司法裁判所）の見解の受け止め方、NGOとしての軍縮への関わり方などをそれぞれのパネラーが発表しました。

会場の参加者からの質疑応答もあり、市民が現在の核軍縮の情勢などを直接聞いて理解する場となりました。

広島・長崎平和宣言

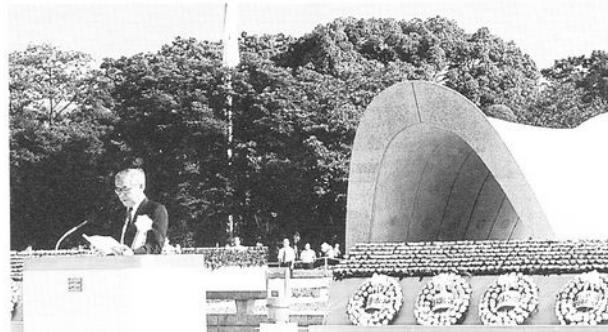
8月6日に広島で、8月9日には長崎で、それぞれ平和記念式典が行われました。

CTBT交渉が大詰めを迎える、核兵器使用に対するICJの勧告的意見が示されるなど、核軍縮に向けて世界が動き出した中、広島・長崎両市民は核兵器廃絶と平和への絶えざる努力への誓いを新たにしました。

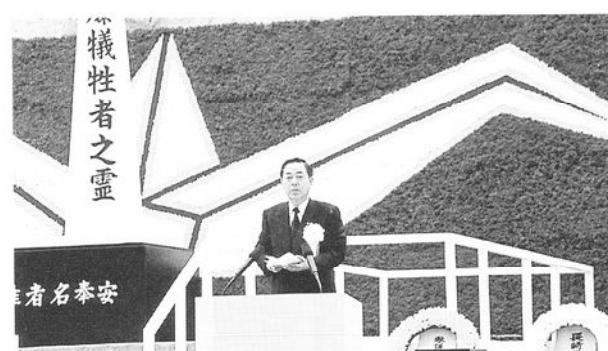
事務局では、8月9日付けで、広島・長崎両市平和宣言を都市連帯加盟都市へ送付しました。これに対し、下記の都市から平和宣言への賛同の趣旨の書簡をいただきました。ありがとうございました。

モンテルバ（フィリピン）、リガ（ラトビア）、ダブリン（アイルランド）、ファアア（フレンチ・ポリネシア）、リスボン（ポルトガル）、ダレビン（オーストラリア）、ニューキャッスル（同）、ブリースベン（同）、クライストチャーチ（ニュージーランド）、バンクーバー（カナダ）、ミラノ（イタリア）、コチャバンバ（ボリビア）、グダニスク（ポーランド） 以上13都市

*書簡の受領順に掲載



平和宣言を読みあげる平岡広島市長（1996年8月6日）



平和宣言を読みあげる伊藤長崎市長（1996年8月9日）

広島平和宣言

どれほど歳月を重ねても、人びとの心から広島の記憶は消えない。

あの惨禍から半世紀あまり、世界はいまだに核兵器の脅威のもとにある。しかし、私たちは絶望することなく、繰り返し「人類と核兵器は共存できない」と訴える。

核大国は東西両陣営の対立が終わったいまも、核兵器を持ち続けているが、他者への不信、疑念が招く軍事力への依存は、決して私たちの安全を保障するものではない。紛争、貧困、差別などに軍事力が絡むとき、平和は崩れる。核兵器は平和を阻むあらゆる暴力の象徴である。

国際司法裁判所は、一般論ながら「核兵器使用の違法性」を明言した。核兵器廃絶を求める国際世論は徐々に、しかも着実に広がっている。この潮流のなかで、私たちは、新たな包括的核実験禁止条約の合意によって、これまで二千回以上も続けられてきた核爆発が禁止され、これが核実験の全面禁止へつながることを期待している。反面、核兵器廃絶への道筋が見えない現状では、核大国の核兵器固定化に大きな不安を抱かざるを得ない。

私たちは次の段階で、世界の人びと連帯して核兵器使用禁止国際条約の実現を目指し、国内では非核武装の法制化を強く求める。

平和の達成へ向けて急がねばならないのは、世代や国の違いを超えて、人類史上初めての被爆の実相を語り継ぎ、広く世界の人びとに伝えていくことである。そのためには、被爆の惨禍が生んだ広島の生と死の経験を、すべての人びとの心に感動を呼び起こすまでに昇華し、この平和文化を永遠の人類共有財産に加えなければならない。

また一方で、多様な被爆資料の集大成が必要である。戦時や被爆の事実から遠くなつた若い世代には、被爆体験談や被爆資料から得る感動を大切にし、想像力を働かせてほしいと思う。

同時に、高齢化する内外の被爆者のためには、実態に沿った援護の方策を求めていきたい。

きょう被爆51周年を迎え、ここに原爆犠牲者の御靈に心から哀悼の誠を捧げ、あらためて核兵器廃絶と平和への絶えざる努力を誓う。あわせて、日本人が刻んできた歴史を十分に学び、日本国憲法の精神のもと、市民とともに、こぞって創造的で希望に満ちた平和都市・広島を築いていく決意を表明する。

平成8年（1996年）8月6日

広島市長 平岡 敬

長崎平和宣言

私たちは忘れません。あの日、この地を襲った原子爆弾は、すさまじい熱線と爆風、そして恐るべき放射線を放ち、人々は身を守るすべもなく傷つき、死に絶えていきました。まちは破壊され、焼き尽くされました。かろうじて死を免れた人々も、孤独と不安の中で人間らしく生きることさえできず、今なお放射能後障害と死の恐怖に脅える日々を過ごしています。あの惨禍から51年。歳月は流れても、あの日の長崎を、私たちは語り伝えなければなりません。

1. 過去の歴史を反省し、長崎の願いを世界へ

人類の歴史を振り返ってみると、戦争は、幸福と平和を得る手段として何の解決にもなりませんでした。まして核兵器は、人類滅亡の危険をもたらす恐るべき兵器であります。そのことを世界中の人々に知ってほしいのです。

私たちは、過去の戦争におけるアジア太平洋諸国への侵略と加害の歴史を直視し、反省と謝罪の気持ちをもって、あらゆる人々と連帯し、新たな戦争犠牲者や核被害者が生み出されることのないよう努力しようではありませんか。

2. 今こそ核実験の禁止から核兵器のない世界へ

ジュネーブ軍縮会議において進められてきた核実験全面禁止条約交渉が最終局面を迎えていました。しかし、核爆発実験が禁止される一方で、コンピューターシミュレーションによる実験が除外されるなど、核兵器開発の余地が残される内容となっています。私たちは、核兵器開発につながるあらゆる実験の禁止を求め、さらに訴え続けなければなりません。

国連は、1946年、最初の決議として「原子兵器廃絶決議」を採択し、1961年には「核兵器の使用は人類と文明に対する犯罪である」と指摘しました。この歴史的原点に立ち返り、今こそ国際社会に対する指導性を發揮するよう求めます。

昨年11月、私は国際司法裁判所において、核兵器の使用は国際法に違反すると訴えました。本年7月8日、同裁判所は自衛目的についての判断は示しませんでしたが、核兵器の使用と威嚇は実質的に「国際法に違反する」との勧告的意見を出しました。そして、国際社会に向けて「核軍縮につながる交渉を誠実に行い、完了させる義務が存在する」と明言しています。私たちはこの勧告的意見を積極的に受け止め、核兵器廃絶条約の実現を目指して前進しなければなりません。

本年4月、中南米、南太平洋、東南アジアに続き、アフリカでも非核地帯条約が結ばれました。国際社会が手を結ぶことにより、核兵器を排除する平和的手法に学び、北東アジア非核地帯の創設を急がねばなりません。日本政府は、兵器用核物質の生産禁止と核兵器解体に伴う核物質の国際管理体制の確立など、非核保有国による反核包囲網づくりに向け、先導的役割を果たしてください。

3. 21世紀の平和の担い手たちへ

若い世代の皆さん、今日の平和で豊かな私たちの生活は、多くの人々の努力と犠牲の上に成り立っているということを知ってください。世界には飢餓、貧困、難民、人権抑圧、地球規模の環境破壊など、平和を妨げる様々な問題があることを学び、平和を築くために自分に何ができるかを考え、進んで行動してください。

長崎市は、被爆50周年を機に、本年4月新しい原爆資料館を開館しました。さらに平和公園一帯が「ナガサキ平和学習」の場となるよう整備を進め、21世紀の平和の担い手が育つよう人材の育成に努めます。

市民の皆さん、原爆の恐ろしさ、戦争の悲惨さ、平和の大切さ、そして生命の尊さを若い世代に語り伝えようではありませんか。

4. 核抑止に立ち向かい平和の輪を広げよう

核兵器を持つことによって他国を威嚇し、自國のみの安全を守ろうとする「核抑止」の考え方方が私たちの前に立ちふさがっています。しかし、半世紀にわたり核兵器のない世界を訴え続けてきた長崎の声は、今、確かな足どりで広がりつつあります。

長崎市は、これからもあらゆる手段を通じて平和の願いを発信し続けます。今こそ私たち市民は手を携え、被爆地長崎から世界中に平和の輪を広げようではありませんか。

日本政府は、人類最初の被爆国として世界平和構築に努力する責務があります。核兵器は人類と相いれない存在であることを伝えるため、独自の原爆展を開催してください。高齢化していく被爆者に対し援護の一層の充実を図り、外国人被爆者にも同様の責任を果たさなければなりません。

51回目の原爆の日にあたり、原爆で亡くなられた方々の無念の思いを胸に、犠牲者のご冥福をお祈りするとともに、被爆都市長崎市民の名において、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けてまい進することを国内外に宣言します。

1996年（平成8年）8月9日

長崎市長 伊藤一長

ヒロシマ・ナガサキ原爆写真ポスターの提供について

ヒロシマ・ナガサキ原爆写真ポスターについては、同ポスターの展示を希望する海外都市からの要望に基づき、当事務局より寄贈しています。

利用可能な言語は、次の6言語となっています。

・英語 　・中国語 　・フランス語 　・イタリア語 　・ロシア語 　・スペイン語

ヒロシマ・ナガサキ原爆写真ポスターの展示や利用を計画しておられる都市は、同封の申込書によりご遠慮なく当事務局までお申し込みください。

(20枚1セット)



※国内向け日本語のポスターについては、無料で貸し出しを行っています。詳しくは(財)広島平和文化センター普及・啓発課(☎082-241-5246)まで。

長崎原爆資料館が開館しました

被爆50周年記念事業の一つとして建て替えを進めてきた長崎国際文化会館が、今年4月1日、名称を「長崎原爆資料館」に改め開館しました。世界恒久平和を願う国際平和都市長崎のシンボル的な施設です。

新しい資料館は、従来に比べ展示面積が約2.2倍に拡大されています。被爆の惨状に加え、原爆が投下されるまでの経過や、被爆から現在までの長崎の復興の様子、核兵器開発の歴史、平和希求などストーリー性のある展示となっています。

また、大型の原爆被災資料などの展示により、被爆直後の長崎の惨状を再現します。そのほか、写真パネル、ビデオ、映像、模型などによって、分かりやすい説明を行っています。

常設展示のはかには原爆記録映画や世界の核実験の状況を上映するビデオルーム、原爆と平和に関するQ&Aコーナーや平和宣言文、平和憲章などの検索システム、平和学習のためのホールや学習室が設けられています。

〔利用案内〕

開館時間：午前8時30分から午後5時30分まで

休館日：12月29日から12月31日まで

観覧料：一般／個人 200円、団体（30人以上） 160円

小・中・高校生／個人 100円、

団体（30人以上） 80円



常設展示・被爆した浦上天主堂（再現模型）

〔問合せ先〕

長崎原爆資料館

〒852 長崎市平野町7-8

TEL：0958-44-1231 FAX：0958-46-5170

海外でのヒロシマ・ナガサキ原爆展開催に協力します

広島市、長崎市では、世界の多くの人に原爆被害の実相を理解してもらい、核兵器廃絶に向けての国際世論を醸成するため、ヒロシマ・ナガサキ原爆写真ポスター



米国ミズーリ州コロンビア市での原爆展の様子

一を寄贈しています。このほか、写真パネルや被爆資料の展示、被爆体験者の証言など、より本格的な原爆展の開催にも協力しています。

昨年のアメリカン大学（米国ワシントンD.C.）に続き、今年度は米国ミズーリ州コロンビア市で、平和をめざす退役軍人の会、ステイプン大学などの主催により8月20日から9月1日まで開催された原爆展に協力し、地元では大きな反響がありました。

「ヒロシマ・ナガサキ原爆展」を希望される都市、開催に関心をお持ちの都市は、遠慮なくご連絡ください。

問合せ先：（財）広島平和文化センター 担当：片岡

〒730 広島市中区中島町1-2

TEL：082-241-2352 FAX：082-242-7452

世界平和連帯都市市長会議新規加盟都市

1995年11月以降1996年10月までに「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」を支持し、新たに世界平和連帯都市市長会議に加盟した都市は次のとおりです。



加盟年月日

番号	都 市 名	都市名(英文)	国 名	加 盟 年 月 日
1	モプティ	Mopti	マリ	1995年12月19日
2	カンディ	Kandi	ベナン	1996年1月8日
3	コム	Qom	イラン	1996年5月17日
4	エルモシヨ	Hermosillo	メキシコ	1996年6月24日
5	マンサ・コンコ	Mansa Konko	ガンビア	1996年8月29日
6	アルバイヘル	Arvayheer	モンゴル	1996年9月20日
7	カラガンダ	Karaganda	カザフスタン	1996年10月25日

加盟都市総数 98か国・地域416都市（1996年10月25日現在）

事務局から

本年は、核使用に対する国際司法裁判所（I C J）の勧告的意見や、国連総会での包括的核実験禁止条約（C T B T）の採択など核をめぐって大きな動きが見られました。

この動きが核廃絶への着実な第一歩となるよう、皆様の都市と協力して取り組んでまいりたいと考えていますので、今後ともご支援、ご協力をお願いいたします。

世界平和連帯都市市長会議事務局

〒730 広島市中区中島町1-2 (財)広島平和文化センター内

Tel: 082-241-2352 Fax: 082-242-7452

E-mail: mayorcon @ pcf. city. hiroshima. jp

■このニュースレターは再生紙を使用しています。

核兵器廃絶に向けてのアピール

核兵器は、半世紀前の広島・長崎の体験から見て、極めて残虐な大量殺りく兵器であり、人類との共存はありえない。東西冷戦体制が崩壊した今日でも、世界には20,000発以上の核兵器が蓄積されている。われわれは、この現実を深く憂慮する。

核保有国は、国際社会が「核兵器のない世界」の実現を願い、実効ある核軍縮の進展に大きな期待を寄せていることを理解し、また、先のNPT会議での合意を踏まえ、国際社会に対する責務として誠実な核軍縮努力を行うべきである。特に、現在交渉中の包括的核実験禁止条約（CTBT）については、核軍縮の着実な第一歩となるよう、あらゆる核実験を認めない条約とすべきである。また、本条約の速やかな発効に努めることを強く求める。

われわれは、軍縮会議が非核地帯の拡大や兵器用核物質生産禁止条約（カットオフ条約）の早期締結、さらには、核兵器全面使用禁止条約の締結など、核軍縮に関する効果的な措置について積極的に取り組むよう求める。

以上決議する。

1996年5月20日

世界平和連帶都市市長会議ジュネーブ会議

インド外務大臣からの手紙

1996年7月16日

広島市長 平岡 敬 殿

インド外務省 外務大臣 I.K. グジュラール

拝復 貴殿と長崎市長の連名による、インド大統領にあてた包括的核実験禁止条約（CTBT）に関する書簡、ならびに、同封された「核兵器廃絶に向けてのアピール」の受領を確認いたしますとともに、感謝の意を表します。

わが国は、条約の延長が核兵器保有とその使用を正当化するものだとされる核拡散防止条約に関する貴殿のご見解とともににするものであります。このことは、国際司法裁判所の法廷において、いくつかの国家によって主張されております。従いまして、一定の時間枠を設定し、核兵器を廃絶するための法的拘束力のある公約を成立させることが不可欠の課題となっています。40年前インドが初めてCTBTを提案したとき、条約は、明確に、完全核軍縮への第一歩として位置づけられていました。

この目的をもって、CTBT交渉におけるインドの提案は、CTBTが、核保有国の実験場や研究所における核軍備の強化や、開発の継続を認めるなどの抜け道を残すことなく、あらゆる核実験を禁止する真の包括的条約となることを図ったものでした。これらの提案はまた、CTBTを、具体的な期限内にあらゆる核兵器の完全廃絶を達成することを目的とした段階的プロセスの一部として核軍縮の枠内に位置付けることの重要さを強調するものです。

よって、われわれは、「CTBTに関する現在の交渉が、いかなる形態の核実験をも許さず、核軍縮に向けての確実な一歩となるような条約となるよう」とされる貴殿のご希望と意を同じくする次第です。残念なことに、現在の形のCTBTは、純粹な核軍縮に向けた措置とはなっておらず、また真に包括的なものではありません。インドは、具体的期限を定めた核兵器廃絶を求める、国連決議（50/70P）を共同提出した実績があります。1982年以来、「核兵器使用の禁止に関する協定」に関するインドの決議が、国連で相当数による支持をもって毎年採択されております。核保有国の中には、この決議に強硬な反対姿勢をとり続けている国もあります。

インドは、引き続き、包括的かつ非差別的な形における地球規模での核軍縮の追及に取り組む決意にあります。わが国は、核兵器のない世界を目標とし、これに向けた動きを促進し、世界平和と安全保障を強化することを踏まえ、かかる取り組みを今後とも支持する所存であります。

敬具